なる事業者の株式の数	

（注）

１．①には、公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合に、金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付そうとする場合における当該条件に含まれる他の株式会社の株式に係る議決権又は外国法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものに係る議決権のうち、外国における新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらに類似するものに係る議決権を除いた数を記載すること。

２．②には、公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合に、特定株式等取得において取得する予定の他の株式会社又は外国法人の議決権の数又はその下限を記載すること。

３．公開買付けの方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、公開買付けにおいて、議決権保有割合が100分の40以上となるように金融商品取引法第27条の13第４項第１号に規定する条件（外国における公開買付けの方法に相当するものにあっては、これに相当するもの）を付す旨を③に記載すること。

４．公開買付けの方法以外の方法により特定株式等取得をする場合（当該特定株式等取得に係る他の株式会社又は外国法人が事業者の関係事業者又は外国関係法人でない場合に限る。）において、議決権保有割合が100分の40に満たない事業者にあっては、議決権保有割合が100分の40以上となるように講ずる措置の内容を③に記載すること。

５．⑤は、特定株式等取得に際して子会社が交付する事業者の株式の数を超えない数に限られる。

別表10

事業再編に伴う特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程

①　特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程	
②　事業者の株主が特定剰余金配当により交付を受ける特定剰余金配当株式等の売却をすることが困難でない理由	

（注）①には、金融商品取引所の名称及び上場予定日その他の特定剰余金配当株式等の金融商品取引所への上場に関する日程を記載する。また、特定剰余金配当に係る会社法第454条第１項の規定による決定に係る株主総会又は取締役会の決議において金融商品取引所が特定剰余金配当株式等をその売買のため上場することを承認したことを当該特定剰余金配当がその効力を生ずることの条件とする場合にあってはその旨、当該場合以外の場合にあってはその旨及びその理由も記載する。

別表11

特定剰余金配当をする事業者及び配当株式発行関係事業者等の事業の成長発展の見込みの内容

①　特定剰余金配当事業者等（特定剰余金配当をする事業者並びにその関係事業者及びその外国関係法人をいう。以下別表11において同じ。）の事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。）のうちいずれかの事業について、特定剰余金配当事業者等によってその経営資源を集中させるものとして特定されていること	
②　①の事業が当該特定剰余金配当事業者等（特定剰余金配当をする事業者の関係事業者及び外国関係法人にあっては、当該特定剰余金配当をする事業者との間に産業競争力強化法施行規則第３条又は第４条に規定する関係が継続することが見込まれているものに限る。）において引き続き行われることが見込まれること	
③　配当株式発行関係事業者等（特定剰余金配当の配当財産とする株式を発行した関係事業者又は外国関係法人（配当財産が持分又は株式若しくは持分に類似するものである場合にあっては、当該持分又は株式若しくは持分に類似するものを交付した外国関係法人）をいう。以下別表11において同じ。）の主要な事業（事業再編計画の認定を受けて行う特定剰余金配当の直前に行われていることが見込まれるものに限る。）について、①の特定されている事業以外のものであること	
④　③の主要な事業が当該配当株式発行関係事業者等において引き続き行われることが見込まれること	
⑤　①の特定されている事業について、生産性向上に関する目標の達成が見込まれること	
⑥　③の主要な事業について、生産性向上に関する目標の達成が見込まれること	

（注）

１．①には、産業競争力強化法施行規則第12条第３項第１号に掲げる書類の添付に加え、①の特定されている事業について具体的な内容を記載するとともに、どのように特定したかを具体的に記載する。

２．②には、事業再編実施後の取組の方向性、特定剰余金配当をする事業者並びにその関係事業者及びその外国関係法人であって、当該特定剰余金配当をする事業者との間に産業競争力強化法施行規則第３条又は第４条に規定する関係が継続することが見込まれている者における①の特定されている事業の継続見込み及び成長発展の見込みを具体的に記載する。

３．③には、産業競争力強化法施行規則第12条第３項第２号に掲げる書類の添付に加え、③の主要な事業について具体的な内容を記載する。また、その事業が主要な事業であることについて、配当株式発行関係事業者等の行う事業に属する収入金額若しくは損益の状況、従業員の数又は固定資産の状況等を総合的に勘案して、定量的に記載する。

４．④には、産業競争力強化法施行規則第12条第３項第２号に掲げる書類の添付に加え、事業再編実施後の取組の方向性、当該配当株式発行関係事業者等における③の主要な事業の継続見込み及び成長発展の見込みを具体的に記載する。